

## 広島県困難な状況にある女性の支援計画

県民意見募集（パブリックコメント）における意見とその対応方針等について

（下線部分について、計画素案の記述を修正）

（意見の件数）

・178件（33人）

・提出方法：電子メール 12人、FAX 15人、郵送 5人、来庁 1人

※）頂いた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して掲載

番号	意見の内容	対応方針	頁数
1	<p><b>【支援対象者の規定について：22件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な状況にある女性の規定があいまいである。</li> <li>・外国籍の女性、障害のある女性、部落出身の女性、アイヌの女性、沖縄の女性、シングルマザー、感染症患者の女性、犯罪被害者の女性、性的マイノリティなど、被差別の立場にある女性についても困難な状況にある女性として具体的に表記すべきである。</li> </ul>	<p>困難女性支援法の成立に至った背景には、女性たちが直面している問題が複雑化、多様化、複合化していることがあります。また困難女性支援法では、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を支援対象者に含んでいます。</p> <p>これらを踏まえ、当計画では、支援対象者を具体的に列挙することはせず、「年齢、障害の有無、国籍等を問わず、すべての女性を対象とします。」としています。</p>	1頁
2	<p><b>【民間団体との連携：11件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験・実践のある民間団体とも連携すること。</li> <li>・広島県内では、色々な困難な問題を抱える女性への支援を行っている民間団体がありますが、対等で適切な連携や委託が行われているのか実態が見えません。民間団体にもアンケートやヒアリング調査を行い、県内の民間団体の支援を可視化して下さい。</li> <li>・公的機関でできない細やかな支援を行う民間団体がなければ、団体の立ち上げのための補助など支援を行う必要がある。</li> </ul>	<p>独自の知見や支援技術を持つ民間団体との協働が重要であると認識しており、今後も引き続き、県内の実態を把握しながら、民間団体を含めた関係機関の連携体制の強化に取り組んでまいります。</p>	7頁 16頁 22頁 等

3	<p>【民間団体の活動の適格性について：4件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるか不明な団体があることも考えられる。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかりと行い、透明性の高い支援活動となることを望む。「県及び市町村には注意深く、そして広く市民から、民間団体の情報収集に努める」と記載してはどうか。</li> </ul>	<p>多様な民間団体の中には、「必ずしも困難な問題を抱える女性への支援として適切でない団体もある」と、国基本方針においても指摘されているところです。</p> <p>本計画は、本県の施策や取組の方向性を定めるものであり、取組の詳細まで全て記載していませんが、県としても、支援対象者や民間団体等からの情報を注意深く収集し、運営体制等について確認した上で、現場における支援に支障をきたすことのないよう努めてまいります。</p>	16 頁
4	<p>【社会資源の活用：7件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難女性支援は、一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、民間団体について市民からの情報も広く受け入れ考慮することを望む。</li> <li>・自治体、関係機関、民間団体ともに、活動においては既存リソースの活用をためらわずに行うよう、記載してはどうか</li> <li>・連携先として出入国在留管理庁を加えてはどうか。</li> <li>・各学校にスクールソーシャルワーカーの常駐配置、また支援者調整会議への参加ができる体制を作ってください。</li> </ul>	<p>困難な状況にある女性の支援においては、支援の対象を女性に限定していない、他分野の関係機関や民間の相談機関が支援対象者の発見・支援を行う場合も多いと考えられます。</p> <p>本計画は、本県の施策や取組の方向性を定めるものであり、取組の詳細まで全て記載していませんが、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など、困難な状況にある女性との接点がある様々な機関等との連携体制の構築に取り組んでまいります。</p>	16 頁
5	<p>【相談支援体制の整備：4件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の庁内関係部署の支援体制を整えるための具体的な取組を記載してください。</li> <li>・県内のこども家庭センターにどのような専門支援体制を整えるのか周知し、その体制が機能しているのかの検証も行って下さい。</li> <li>・「平時からの顔の見える関係づくり」や「市町の判断で一時避難場所を提供できる体制」は県の責務として体制整備を行ってください。また、具体的な内容、目標などを示してください。</li> </ul>	<p>本計画は、本県の施策や取組の方向性を定めるものであり、取組の詳細まで全て記載していませんが、市町に、庁内の関係部署も含め、支援対象者の自立に関係する機関等を構成員とした支援調整会議の設置を進めるほか、困難な状況にある女性との接点がある様々な機関等に対し、こども家庭センターの機能や支援内容の周知を図り、必要に応じて迅速な情報共有が行えるよう、研修や定期的な協議の場を持つ等、顔の見える関係づくりを進めてまいります。</p> <p>また、一時避難場所については、県の一時保護施設での受入の可否を判断する</p>	19～20 頁 22 頁

		前の段階において、市町の判断で柔軟に居場所を提供できるようにするための取組であり、適切な活用に向けて市町に働きかけてまいります。	
6	<p>【相談窓口の設置：11件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を増やすこと。東部こども家庭センター・各市町に窓口を配置することや、こども家庭センターを各市町に設置することを求めます。</li> <li>・県に婦人相談所の設置義務があるが、1箇所だけで事が足りると思えません。相談員の配置だけでなく、東部方面にも婦人相談所として設置し、広い範囲で相談支援をしてほしい。</li> </ul>	<p>現在、県内3つのこども家庭センター全てに婦人相談員を配置し、女性に関する相談にも対応しています。婦人相談員配置のない市町においても、母子・父子自立支援員等が相談に対応していますが、各市町の女性相談の窓口を明確化し、より適切な支援をするため、各市町に女性相談支援員の配置を促進する方針としています。</p> <p>今後とも、県全体の相談支援体制の強化に取り組んでまいります。</p>	3頁 19頁 23頁
7	<p>【女性相談支援員の処遇改善：19件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西部こども家庭センターの女性相談支援員の数・雇用形態を課題だとしていながら、増員や雇用契約の切替を検討していない。雇用の安定がなければ相談スキルや知識の定着は見込めない。</li> <li>・会計任用職員である相談員の負担だけが大きくなるよう、アンケート調査やヒアリングを行い、相談員を支援する体制をしっかりバックアップしてほしいです。</li> </ul>	<p>困難な状況にある女性に対し、本人の立場に寄り添った最適な支援方法を提案するにあたって、女性相談支援員の役割は重要であると認識しており、その処遇については、正規職員と同様に、在職期間に応じた報酬や期末手当制度などを導入しているところです。</p> <p>実務面におけるサポート体制の充実も必要であることから、こども家庭センターにおいて相談援助に関する専門的な知識や経験を有する正規職員によるOJT体制の導入を検討するほか、市町の女性相談支援員も含め、資質向上のための研修の充実を図るなど、女性相談支援員の育成に取り組んでまいります。</p>	22頁
8	<p>【女性相談支援員の配置人数：5件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談員の充実した人数確保をすること。</li> <li>・数値目標が妥当ではない（足りない）。市町に配置する女性相談支援員の数を問題とすべきである。</li> </ul>	<p>女性相談支援員の配置に関しては、各自治体の判断によるものではありませんが、女性相談支援員を配置していない市町に対しては、配置の意義や国の補助金の活用などについて丁寧に説明を行い、配置に向けて働きかけを行ってまいります。</p>	19頁 22～23頁 27～28頁

9	<p>【女性相談支援員の資質向上及び啓発：21件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性問題にかかわる人権意識の高い相談員の養成が急務と考える。専門的知識を持てるよう研修を深め、人権尊重の態度で対応できるようにすること。</li> <li>・関係機関の連携には、基本的にジェンダー視点（SDGS）がなければ困難な問題を抱える女性への支援はできないことを周知し、職員も研修を行わなければならないと思います。</li> </ul>	<p>職員や相談員も含め、支援に関わるすべての関係者が、法の基本理念である「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること」を目指し、研修内容の充実を図るなど、女性相談支援員の育成に取り組んでまいります。</p>	16 頁 22 頁
10	<p>【一時保護委託先の分別の考え方：3件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護委託先の分別とはどのような事でしょうか。意味が分かりにくいです。</li> <li>・「通信機器の使用」「通学・通勤等の外出の制約が緩和」としているが、DV被害者支援を考える場合、加害者の追跡等を考えて制約は必要と考える。</li> <li>・「取組の方向」や「成果指標」に、制約が緩和された一時保護委託先の数が示されています。これについては、考え方の順序が違うのではないかと思います。どの施設であっても、安全性が確保できる生活環境を目指し、支援対象者が安全を実感できるのであれば、制約を緩和すればいいのだと思います。「3施設」目標設定して限定した施設にするのは本末転倒ではないでしょうか。再度ご検討をお願いします。</li> </ul>	<p>一時保護委託先の分別とは、現在一時保護を委託している施設を、DV被害者の保護を目的とした秘匿性の高い施設（通信機器の使用や通学・通勤等の外出の制約が多い施設）と、加害者からの追跡等のおそれがない支援対象者の保護を目的とした過度な制約がない施設に分類することを示しています。</p> <p>成果指標で示している制約が緩和された一時保護委託先の数につきましては、同一の施設内で支援対象者に応じて異なる処遇をすることは困難であることから、制約を緩和する施設を限定することとし、これまでの保護実績を踏まえ、秘匿の必要がない支援対象者の規模感を想定し、設定しているものです。</p>	25 頁
11	<p>【一時保護中の通信・外出制限緩和について：1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信・外出制限緩和の検討は評価できる。通勤・通学のための外出も含むと明記すべき。</li> </ul>	<p>成果指標として「通信機器の使用や通学・通勤等外出の制約が緩和された一時保護委託先の数」を設定しており、通勤・通学についても考慮し取り組んでまいります。</p>	24 頁
12	<p>【一時避難先の地域について：3件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域から離れた遠い土地での保護では、今まで築いてきた人脈や仕事友達を</li> </ul>	<p>支援対象者のニーズや状況に合わせた一時避難、保護先の確保が必要であると考えており、一時保護委託先の確保や、</p>	16 頁

	<p>捨てなければならず、保護後の生活再建がさらに困難です。もっと地域の民間シェルターが活用できるように体制整備しアフターフォローも含めた支援を受けられるようにしてください。</p>	<p>市町の判断で一時避難場所を提供できる体制の整備等に取り組んでまいります。</p>	
13	<p>【心理的ケアの導入時期：3件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心理ケアは一時保護中の支援ではなく、新しい生活が始まってから心理的ケアを考えるべき。</li> </ul>	<p>一時保護中の心理ケアについては、その後の自立支援に活用することを想定しています。一時保護中の心理カウンセリングによって得られた見立てを、支援に関わる関係機関で共有し、支援に活用できるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、一時保護解除後は、母子生活支援施設での心理的ケアなどを活用し、訪問型支援等の実施についても検討してまいります。</p>	<p>26 頁 29 頁</p>
14	<p>【心理的ケアのあり方：1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護は必要だが、子どもにしても大人にしても、勇気を持って声を上げて保護されたにも関わらず、被害者の方が家を離れ、不自由な生活を強いられ、外部との接触も途絶えさせられると、だんだん自分が悪いことをしたと錯覚し、声を上げたことを後悔する。そうならないためにもシェルター職員との関係の構築、逃げたことを後悔しないよう「あなたは間違っていないよ」と心理的ケアが重要だと思う。</li> </ul>	<p>御意見にもあるように、困難な状況にある女性の中には、心的外傷を抱えている方や、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさを抱えている方も多く含まれ、生活の中で被害回復に寄り添い続ける支援を行う必要があると認識しています。</p> <p>支援対象者の支援にあたっては、支援対象者の心身の安定等を図りながら取り組んでまいります。</p>	<p>23～26 頁</p>
15	<p>【心理的ケアの提供体制・評価：3件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標として、心理ケアなど支援そのものの内容を具体的に記載して評価されることは素晴らしいと思います。加えて、例えば何人の自立につなげたかなど、支援そのものの効果を数量として加え、数値目標とするか、またはモニタリング項目として設定してはいかがでしょうか？</li> <li>心理士が児相には配置されていると思うが、女性相談支援センターに専属の心理士が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理的ケアの提供にあたっては、ケアの必要な人が心理士の面談を受けられるよう、当計画期間においては、女性相談支援センターに心理士を確保するなど、まずは心理的ケアの提供体制の構築を図ることとしております。支援そのものの効果を測る指標については、当計画に基づき取組を進める中で、次の計画改訂時に、適切な指標の設定ができないか検討してまいります。</li> <li>また、<u>現在実施している心理カウンセリングについては、支援対象者に強制す</u></li> </ul>	<p>19 頁 26 頁</p>

	<p>・「支援対象者がカウンセリングの必要性を理解するに至らなかった」という解釈の仕方には、寄り添う気持ちが感じられません。<u>支援対象者がカウンセリングを望むのであればぜひカウンセリングを実施してほしいですが、そうでない場合に無理強いする必要は無いと思います。</u></p> <p>むしろ、一時保護中は環境も変わりとても不安定な時期です。日常にかかわる支援員がトラウマインフォームドケアの視点を持ち、トラウマに対応したケアを積み重ねていく専門性が重要なのではないのでしょうか。</p>	<p><u>ることはなく、希望に応じて実施しています。御意見を踏まえ、表現を修正します。</u></p>	
16	<p><b>【同伴児童への心理的ケア：1件】</b></p> <p>・<u>支援対象者として、同伴児童単独での心理的ケアも行われることが分かるように記載してはいかがでしょうか？</u></p>	<p>西部子ども家庭センター（女性相談支援センター）では、一時保護中の支援対象者・同伴児童を対象に、心理カウンセリングを実施しており、状況に応じて、同伴児童単独での心理的ケアも実施しています。<u>御意見を踏まえ、心理的ケアの対象者の表現を修正します。</u></p>	26 頁
17	<p><b>【自立支援のあり方：6件】</b></p> <p>・支援対象者が安心して生活するための支援を行うためには、金銭面、住居、仕事、子育てなど複雑な問題が絡んでいるため、個々の状況に合わせた支援が必要。そのためにはそれぞれの専門的知識を持っている方が支援対象者の思いを傾聴し、他職種と連携して支援に携わる必要がある。必要な支援が受けられるよう手続きなどに同行するなど細かい支援ができるような社会を望む。</p> <p>・一時的支援でなく、支援対象者が生活の基盤が整うよう継続支援が必要。一時保護解除後は支援者からの接触を行わない状況のままでは、DVの再発防止ができない。一時保護解除後には様々な関連機関が連携し、安心して生活できるよう支援する必要がある。それぞれの個別性に合わせたきめ細かい支援を行うために</p>	<p>御意見にもあるように、困難な状況にある女性の支援においては、複合的な課題を抱えた支援対象者が多く、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育、その他多岐にわたる分野での連携が必要不可欠です。</p> <p>連携体制の整備にあたっては、これを念頭に置き、支援調整会議の設置に取り組むこととしています。</p> <p>一時保護解除後は、今後は西部子ども家庭センターによる支援を必要に応じて継続するとともに、市町の支援調整会議を活用し、支援対象者の希望やニーズに基づき、活用できる福祉的サービスや制度をコーディネートするなど、継続したアフターケアを実施できるよう取り組んでまいります。</p>	12 頁 28 頁

	<p>は、民間団体の特殊性を活かした支援体制を設ける必要がある。継続したアフターケアが一番大事である。</p>		
18	<p>【自立という表現について：2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自立」という言葉が他にも随所見られますが、「自立」の定義は不明瞭で、保護更生での自立のイメージと重なり指導的なイメージを想起します。内閣府からは「配偶者からの暴力による被害に係る生活再建の支援の強化について」の通知が出ており、困難な問題を抱えた状況から逃れ安全に暮らすことを整える支援としては、失った生活基盤の「生活再建」ではないでしょうか。</li> </ul>	<p>困難女性支援法に基づき「自立」という文言を使用しておりますが、当計画での自立とは、目指す姿にありますとおり、「必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営むことができている」状態であると考えています。</p> <p>法の趣旨に則り、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を取り入れた支援ができるよう取り組んでまいります。</p>	1 頁 16 頁
19	<p>【居住支援の地域格差：2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時避難後に行き場のない相談者の住居問題は兼ねてから課題になっており、公営住宅の優先入居や母子生活支援施設の直接を活用することなどが国から示されているにもかかわらず、市町によって実施されていないところがあるのでは、支援に地域格差が出るのではないのでしょうか。</li> </ul>	<p>支援対象者の住宅の確保等の支援にあたっては、地域によって格差が出ないように、公営住宅への優先入居や母子生活支援施設等の活用について、市町に対し働きかけてまいります。</p>	27～29 頁
20	<p>【母子生活支援施設の活用：7件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・好事例や入所判断基準の共有等、どのような方法や工程で行うのか具体的に書き込んでいただきたい。例えば「広島県母子生活支援施設協議会の協力のもと事例集を作成し…」など。</li> <li>・『母子生活支援施設は～入所方針が異なっている状況があります。』とあり、そのため、相談することを躊躇したり相談者に不利益が生じたりする場合があります。どこの市町に住んでいても平等な</li> </ul>	<p>本計画は、本県の施策や取組の方向性を定めるものであり、取組の詳細まで全て記載しておりませんが、市町において必要に応じて母子生活支援施設への入所を速やかに決定できるよう、研修等を通じて、好事例や入所の判断基準等の共有に取り組むほか、女性自立支援施設や母子生活支援施設等が、様々な支援対象者への支援の中で培ってきた知見やノウハウを、施設へ入所せず在宅で生活する支援対象者も含めた支援に活用できるよ</p>	14 頁 29 頁

	<p>福祉サービスを受けることができるよう、市町に母子生活支援施設の入所要件を明文化、その内容を市民が閲覧できるように整備する内容を計画に書き込んでいただきたい。合わせて、成果指標においてその内容を整備する数値目標も提示していただきたい。</p> <p>・『また、心理療法～配置がない施設もあります。』の文章について、『また、心理療法担当職員が配置されている多くの施設では、親子カウンセリング等の心理的ケアを受けることが可能です。』という書き方に変更していただきたい。</p>	<p>う、支援の仕組みづくりについて検討してまいります。</p> <p>入所要件の明文化等については、入所の好事例や判断基準等の共有に取り組む中で、入所決定をする市町と検討してまいります。</p> <p><u>また、御意見を踏まえて、母子生活支援施設での心理的ケアに関する記述を修正します。</u></p>	
21	<p>【支援調整会議の整備：6件】</p> <p>・支援体制の整備は自治体の責務となっていると思いますが、県内各市町どこにいても同じように支援が受けられるには県の具体的な方針や目標が必要ではないでしょうか。また、関係機関へ支援体制や柔軟な対応について周知し共通認識が持てるような記載が望ましいと思います。</p> <p>・市町の既存のDV防止ネットワークが形骸化していないか検証し、DV、ジェンダー視点をもった専門職員を配置した支援調整会議の運営をしてください。役割分担をするだけでなく、中長期支援を視野に入れた伴走型の支援となるよう関係機関が共通認識を持てるような運営をして下さい。</p>	<p>県としては、支援対象者が、県内どこにいても同じように支援を受けられるよう、30～31頁にありますとおり、まずは、市町に支援調整会議を設置することを目指しています。支援調整会議等を活用して、支援対象者の自立に関わる関係機関等により、本人の希望・意思を尊重した個別支援計画を作成し、関係機関が共通認識を持って連携して支援対象者に継続的な支援を行えるよう取り組んでまいります。</p>	15～16 頁 24～25 頁 28頁 30頁
22	<p>【予算措置：2件】</p> <p>・現状の人的・物的体制を変えることなく実現はできない内容。現状の人的・物的体制を整える予算をしっかりとつけなければ、法律の執行は画餅。</p>	<p>市町や関係機関と連携し、必要なリソースを確保しながら、計画の内容を実現できるよう努めてまいります。</p>	—



23	<p>【統計情報の掲載方法：6件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10市の相談件数は大きく違うと思われます。政令市、中核市、その他の市の件数を分けて記載する方が、県内の相談の様子が分かりやすいと思います。また、市町の事業がまとめて示してありますが、これも市町別の記載の方が事業の様子が分かりやすいと思います。</li> <li>・一時保護を委託している箇所の記事を見ると、全ての団体で一時保護受け入れを行われているように思えますが、実際の稼働が不明なので、各団体での保護受け入れ件数の記載が必要ではないでしょうか。</li> </ul>	<p>当計画では、県全体における女性相談の現状を示すための統計情報を掲載しています。</p> <p>施策の推進にあたっては、地域ごとの状況等を把握したうえで取組を進めてまいります。</p>	6頁 9頁
24	<p>【総論部分の詳細：3件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4頁のグラフ-2にて、相談の主訴を、①暴力(DV) ②暴力(その他) ③家族・親族関係 ④その他人間関係 ⑤生活問題 ⑥その他 で分類していますが、それぞれが何を意味しているのかが分かりにくいです。主訴についての詳細な説明を追加してください。</li> <li>・12頁のグラフ-11に示す「自立」や「その他」の状況がわかりにくいです。「自立」というのは、生活保護を受給したりしなかったりでも、アパートへ転宅した場合のことでしょうか？では「その他」とはどんな状況を示しているのでしょうか。明確にお示してください。そもそも、行政の求める「自立」の定義が明確ではないようにも思います。</li> <li>・また施設入所した場合は、施設入所後の支援などのアフターフォローを施設が実施しているとのことですが、施設入所には至っていない(帰宅を除く)場合の47.6%に対しては、どんな支援をしているのか、もしくは何も支援できていないのかを明確に示してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>グラフ-2(頁4)及びグラフ-11(頁12)の凡例に説明を追加します。</u></li> <li>・18で回答しているとおり、当計画における自立とは、目指す姿にありますとおり、「必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営むことができている」状態であると考えています。</li> <li>・現状では、支援対象者が施設入所せず退所した場合は、帰宅と同様、西部こども家庭センター(旧婦人相談所)からの接触は行っていませんが、今後は西部こども家庭センターによる支援を必要に応じて継続するとともに、市町の支援調整会議を活用し、支援対象者の希望やニーズに基づき、活用できる福祉的サービスや制度をコーディネートできるよう取り組んでまいります。</li> </ul>	4頁 12頁

25	<p>【母子生活支援施設の説明：1件】</p> <p>・困難な状況にある女性という中で、DVを想定した内容が多く感じる。『母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せず入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを生かし、母子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用の可能性があり、DVに限らず、虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行う事ができる施設』であるという内容を書き加えていただきたい。</p>	<p>御意見いただいたように、母子生活支援施設は、DVに限らず様々な理由による入所が可能であるという認識のもと、当計画においても、母子の保護と自立の促進のためにその生活を支援することを目的とし、母子が一緒に入所し生活する施設であるとの記述にしています。</p>	14 頁
26	<p>【DV対策：7件】</p> <p>・DV被害相談の98%が女性からとあるが、国・他自治体の調査では男性の割合がもっと高いため、広島県では男性からのDV被害相談が極めてしづらくなっている可能性がある。</p> <p>・DVの認知について啓発と相談後の支援体制の整備及び啓発活動が重要だと思う。被害を被害だと認識できていない場合が多い。</p> <p>・市町の配偶者暴力相談支援センター設置が努力義務ですが、未だ中核市にも設置されていません。その課題についての記述はないのでしょうか。また、市民には、市町の相談窓口と配偶者暴力相談支援センターの違いがよくわからないので、各配偶者暴力相談支援センターの相談員数やどのような機能をしているのか、もう少し詳細な記述が欲しいです。</p>	<p>DV防止・被害者支援に関しては、「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」において、DV・児童虐待の総合的な支援、若年層からの教育・啓発の充実、DV防止に向けた啓発の推進、地域での暴力被害の早期発見・相談等に取り組むこととしています。</p> <p>頂いた御意見につきましては、「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」に基づく取組を進める上で、参考にさせていただきます。</p>	7 頁 9 頁 21 頁
27	<p>【児童福祉：3件】</p> <p>・困難な状況にある女性の問題が解決しなければ、その子どもたちが負の連鎖で影響を受け、貧困などにつながる。家庭環境の悪化が子ども虐待に繋がること</p>	<p>子供の貧困対策や虐待防止等に関しては、「ひろしま子供の未来応援プラン」において、子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことので</p>	12 頁 15 頁 16 頁

	<p>多い。子どもは次世代を担う宝物であり、早く負の連鎖を断ち切る必要がある。</p> <p>・広島県の人口減少転出問題の根本には、医療・福祉・保健制度に問題があると思う。医療・福祉・保健に予算の充足をはかり、生活困窮者が生活しやすい広島県になってほしい。</p>	<p>きる社会の実現を目指し取り組んでいるところです。</p> <p>頂いた御意見につきましては、「ひろしま子供の未来応援プラン」に基づく取組を進める上で、参考にさせていただきます。</p>	
28	<p>【LGBT：2件】</p> <p>・（17頁6（3）「支援に関わる主な機関等」表内）「主な相談支援の内容」に「LGBT」とあり、かつ用語解説には「LGBTQ」「LGBTQ+」を包括するように記載されていますが、本計画における支援の対象である「女性」には法的な女性以外の方は含まれるのでしょうか？法的に男性であって「性自認が女性であるトランスジェンダー」でない方を本枠組みで支援することは県独自の判断となりますので、こういった根拠で支援されるのかを計画に明記してください。</p> <p>・広島県ではLGBTQの問題で生活しにくい状況となっている方がいる。性別を問わない危機の状態にある方への支援も考えていただきたい。</p>	<p>御指摘いただいた記載は、「エソール広島」に関するものであり、当該施設では、広島県の男女共同参画を推進するための拠点施設として、対象を女性に限定せず、「家族の悩み」「職場の人間関係」「恋人やパートナーのこと」「性別の違和感や周囲の理解」等について相談事業を行っており、LGBTに関する相談も受け付けています。</p> <p>性的マイノリティーの方々に対する支援については、「わたらしい生き方応援プランひろしま」（広島県男女共同参画基本計画（第5次））や「広島県人権啓発推進プラン（第5次）」との整合性を図り、対応してまいります。</p> <p>また、困難な問題を抱える女性への支援に関する国基本方針では、性自認が女性であるトランスジェンダーの方々の支援については「トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい」と記載されているところであり、他の支援対象者に配慮しつつ、当事者のニーズに応じた支援を検討してまいります。</p>	12頁 15～17頁

29	<p>【若年女性支援：1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「若年層に対して～理解してもらう必要がある」と言う文章は、誰に理解してもらう必要があるのか分かりにくいです。現状では若年層への支援は整備されておらず、まずは支援整備が至急課題だと思います。</li> </ul>	<p>県民（特に若年女性）に対し、こども家庭センターや女性相談支援員が、女性が抱える様々な困難な問題について相談支援を実施していることや、具体的な支援の内容を周知することが必要と考えています。</p> <p>また、自発的な相談を待つだけではなく、日常的に女性の声を聞く機会のある関係者等が、支援を必要としている女性を発見し、専門の相談支援機関につなげる取組が求められていると認識しています。</p> <p>今後とも支援のあり方を検討してまいります。</p>	19 頁
30	<p>【ひとり親・子育て支援：3件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育してない親から税金と同じように強制的に養育費を取れるような条例を作って欲しい。</li> <li>・個別支援計画の策定にあたり、調停での離婚や養育費の調停によって、相手からは面会交流が求められ、裁判所で取り決められることがほとんどです。DV関係にあった支援対象者と子どもにとって、面会交流は、必ずしも有益なものにはなっていません。第三者機関の介入なしに面会を行うことは非常に危険であり、子どもへの悪影響を取り払うことが難しくなります。困難女性支援にあたっては、面会交流支援も施策に盛り込んでもらうことが望ましいと思います。</li> </ul>	<p>ひとり親家庭の支援にあたっては、「ひろしま子供の未来応援プラン」の中で、配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境づくりの一つとして、養育費や面会交流の取り決めの促進や、広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける離婚、養育費、ひとり親の就業、生活全般に関する相談支援の充実に取り組んでいるところで</p> <p>す。</p> <p>頂いた御意見につきましては、「ひろしま子供の未来応援プラン」に基づく取組を進める上で、参考にさせていただきます。</p>	—
31	<p>【関係者へのヒアリング：2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年の収入の少ない女性の暮らしや言語に不自由している外国籍の女性も生きづらさがあり、支援員をされている人たちからの聞き取りも重ねていただきたい。</li> </ul>	<p>計画策定にあたっては、有識者による検討会を実施しているほか、女性支援事業に関連の深い関係者へのヒアリングを実施しています。</p> <p>今後、県の実情等を把握しながら、計画や事業内容の見直しを行ってまいります。</p>	—

32	<p>【女性のみを対象とした支援について：1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本はG7の中で自殺率が高く、男性の自殺数は女性の倍に近い状況であり、理由は「家庭問題」「経済・生活問題」である。こうした中、女性の相談だけに視点をあてた支援は適当とは思えない。</li> </ul>	<p>困難女性支援法は、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困窮等に陥るおそれがあること等を前提として策定されたもので、当計画も困難女性支援法に基づき策定するものです。</p>	—
33	<p>【県民への情報公開：2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・把握した進捗状況は速やかに公開されることを記載してはいかがでしょうか？</li> <li>また、目標値のみでは支援の全体像が掴めないことから、進捗状況を確認する支援調整会議の資料や議事を公開されることを望みます。</li> <li>・次回の計画更新の前に具体的な取り組みの進捗状況と県としての評価を公開する、と記載されてはいかがでしょうか？</li> <li>例えば計画更新に際して審議会等が開催されると思いますが、その資料および議事が公開されることを望みます。</li> </ul>	<p>当計画は、2年間の計画期間となっており、次期計画の策定にあたっては、これまでの取組の進捗状況や課題を整理するとともに、社会情勢の変化を踏まえ、必要な取組の方向について検討・公表してまいります。</p> <p>なお、市町の支援調整会議については、支援対象者の個別支援計画など個人情報を取り扱うため、公表を前提としておりません。</p>	18 頁
34	<p>【パブリックコメント実施の周知について：1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回のパブリックコメントもどれだけの人が知っているのだろうか。資料が欲しくて市へ行ったら、窓口の職員さんは知らなかった。</li> </ul>	<p>パブリックコメントの実施にあたっては、広島県ホームページおよびSNSにて周知している他、資料を県庁行政情報コーナー、計画策定担当課、地方機関に配架し、閲覧可能としています。</p> <p>今後とも、県民の皆様からの御意見を幅広く募集できるよう対応してまいります。</p>	—
35	<p>【計画本文の体裁：2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ページ番号が正確に振られていない(23頁の重複)。</u></li> <li>・<u>施策の柱1の内容が施策の柱2の後ろにある。位置を修正すべき。</u></li> </ul>	<p><u>御意見を踏まえて、ページ番号及び柱の表記を修正します。</u></p>	24 頁 26 頁